

座間市都市マスタープラン

[素 案]

令和4年12月

座間市都市計画課

[目 次]

序 章 都市マスタープランの概要

- 1. 都市マスタープランとは 2
- 2. 計画の概要 4

第 1 章 都市の現況と主要課題

- 1. 都市づくりの方向性 6
- 2. 座間市の現況 10
- 3. 都市づくりの主要課題 18

第 2 章 都市づくりの目標

- 1. 都市の将来像 22
- 2. 将来都市構造 25

第 3 章 全体構想(分野別方針)

- 1. 土地利用の基本方針 28
- 2. 交通体系の基本方針 32
- 3. 水と緑の基本方針 36
- 4. 都市環境の基本方針 38
- 5. 安全・安心の基本方針 41

第 4 章 地域別構想

- 1. 北地域（小松原、相模が丘、広野台 2 丁目） 47
- 2. 東地域（さがみ野、東原、ひばりが丘、南栗原） 52
- 3. 中央東地域（栗原、栗原中央、相武台、広野台1丁目、緑ヶ丘） 57
- 4. 中央西地域（入谷西、入谷東、立野台、西栗原、明王） 62
- 5. 西地域（座間、新田宿、四ツ谷） 67

第 5 章 都市づくりの推進方策

- 1. 多様な主体との連携・協力 74
- 2. 効果的な都市づくりの推進 75
- 3. 計画の適切な進行管理と見直し 76

参考資料

- 1. 用語集 78

序章 都市マスタープランの概要

1. 都市マスタープランとは
2. 計画の概要

序章 都市マスタープランの概要



本章では、都市計画マスタープランの役割や位置付けを整理するとともに、計画改定の背景や計画の対象区域、期間、構成を示します。

1 都市マスタープランとは

(1) 計画の役割

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」と規定されており、将来を見据えた都市づくりの方向性を示す総合的な計画となります。

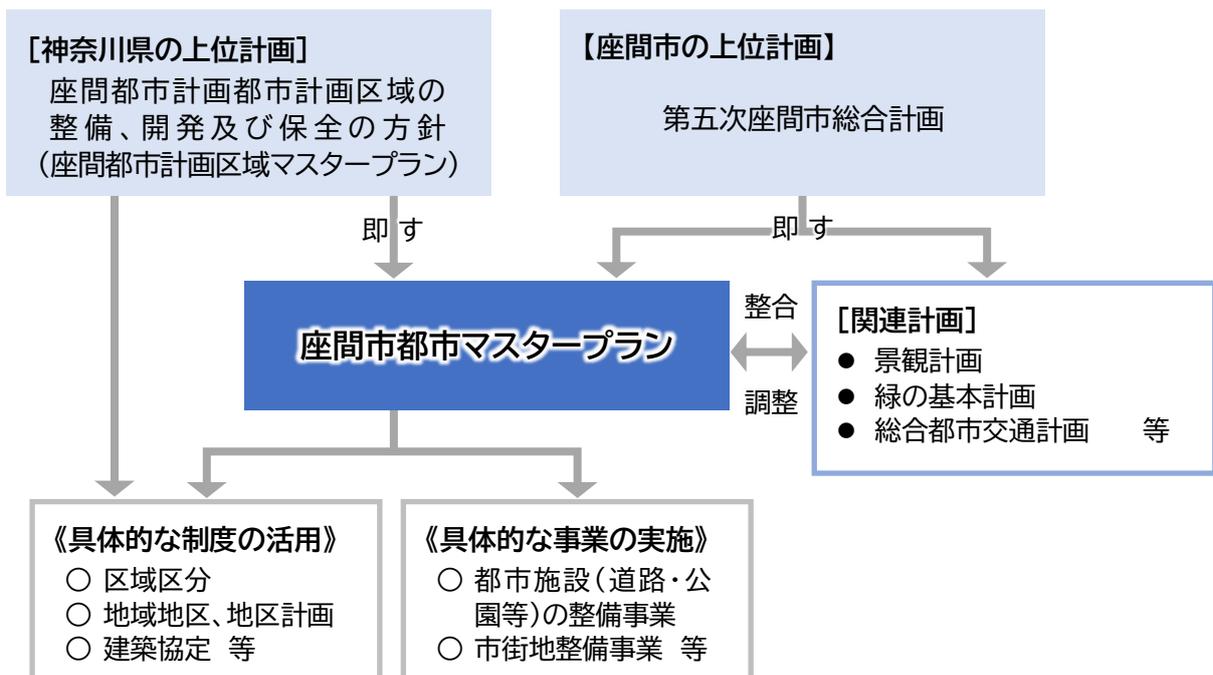
市民や事業者、行政等、本市の都市づくりに係る多様な主体が共有する「都市づくりの指針」であり、今後、具体的な都市計画の決定・変更を行う際の根拠・指針としての役割を果たします。

(2) 計画の位置付け

都市マスタープランは、神奈川県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」をはじめ、各市町村の最上位計画となる「総合計画」等の上位関連計画との整合・調整を図りながら、将来像や都市計画に係る方針・施策を設定します。

今後、土地利用の規制・誘導や道路・公園等の都市基盤の整備、自然環境の保全や安全性の向上等、本市の都市づくりに係る具体的な取組は、本計画に基づいて定められた関連計画により進められることとなります。

■ 座間市都市マスタープランと上位関連計画との関係



(3) 計画改定の背景

本市では、平成13年3月に「座間市都市マスタープラン」を策定し、その実現を目指してきました。

その10年後となる平成23年3月には、社会経済情勢の変化や都市計画法をはじめとした各種関連法の改正等に対応するための改定を行い、新たな都市づくりの方向性を示しました。

さらに、前回改定から10年以上が経過する中で、少子高齢化の更なる進展や自然災害の甚大化、都市再生特別措置法の改正等、本市を取り巻く社会経済情勢は再び大きな変化を見せています。

そのため、こうした変化に対応した計画内容へ見直しを行うとともに、本市の最上位計画となる「第五次座間市総合計画」で掲げられている、これからの都市づくりの方向性との整合を図るため、今回「座間市都市マスタープラン」を改定しました。

2 計画の概要

(1) 計画の対象

① 対象区域

本計画の対象区域は、座間都市計画区域に指定されている『[座間市全域](#)』とします。

② 目標年次

本計画は、概ね20年先の将来を見据えた長期ビジョンとしての役割を担う計画となります。しかしながら、本市を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが見込まれるため、目標年次を10年後の『[令和14年度](#)』に設定します。

(2) 計画の構成

本計画は、以下の6つの章立てによって構成します。

序章 都市マスタープランの概要

都市マスタープランの役割や位置付けを整理するとともに、計画改定の背景や計画の対象区域、期間、構成を示します。

第1章 都市の現況と主要課題

社会情勢や上位計画における位置付け等、都市づくりの方向性を整理するとともに、本市を取り巻く都市の現況を整理・分析し、これからの都市づくりにおいて対応すべき主要課題を抽出します。

第2章 都市づくりの目標

本市の都市づくりの目標となる「都市づくりのテーマ」や「将来都市像」、「将来人口の見通し」を定め、その実現に向けて座間市が目指すべき「将来都市構造」を位置付けます。

第3章 全体構想(分野別方針)

市全域を対象に「土地利用」、「交通体系」、「水と緑」、「都市環境」、「安全・安心」の都市づくりに係る5つの分野ごとに、これからの本市が目指す都市づくりの方針を示します。

第4章 地域別構想

市域を5つの地域に区分し、都市の将来像及び全体構想(分野別方針)を踏まえながら、各地域が有する特性を活かした都市づくりを進めていくための方針を示します。

第5章 都市づくりの推進方策

計画で掲げた都市の将来像や各種方針・施策の実現に向けて、これからの都市づくりの進め方や考え方を示します。

第 1 章 都市の現況と主要課題

1. 都市づくりの方向性
2. 座間市の現況
3. 都市づくりの主要課題

第1章 都市の現況と主要課題



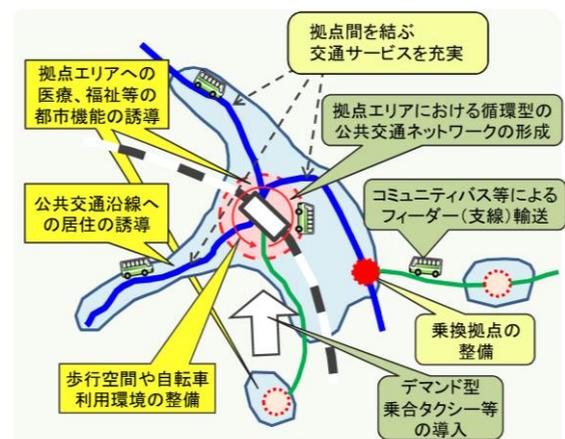
本章では、社会情勢や上位計画における位置付け等、都市づくりの方向性を整理するとともに、本市を取り巻く都市の現況を整理・分析し、これからの都市づくりにおいて対応すべき主要課題を抽出します。

1 都市づくりの方向性

(1) 社会情勢

① コンパクト・プラス・ネットワークによる都市づくり

- 急速に進行する人口減少等を背景に、都市経営、地球環境、生活環境、防災等様々な視点から、限られた資源の集中的・効率的な利用による持続可能な都市づくりが求められています。
- 特に、地方都市においては市街地の拡散や公共交通サービスの縮小が課題となっており、都市機能や居住機能を都市中心部へ集約・誘導し、それらと有機的に連携した公共交通網を形成した「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくりが推進されています。



資料：国土交通省

② SDGs への貢献

- 平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。ゴールの一つである「11. 住み続けられるまちづくりを」に代表されるように、都市づくりにおいても都市の持続性や強靭化(レジリエンス)が求められています。



資料：国際連合広報センター

③ 国土強靭化の推進

- 甚大な被害をもたらす自然災害への不安が高まる中で、人命を確保し、機能不全に陥らない社会経済システムを維持していくため、地域の実情に応じた災害リスクを想定し、平時から事前の備えを行う、国土強靭化に向けた取組が求められています。



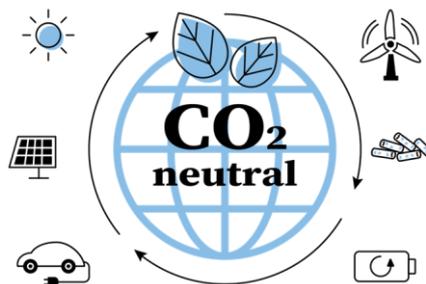
④ Society5.0の推進

- 目指すべき未来社会の姿として提唱されている Society5.0を推進し、AIやIoT等の情報技術をまちづくりの中に取り入れ、市民生活の質や都市活動の効率性等の向上に取り組んでいくことが求められています。



⑤ 脱炭素社会の推進・グリーンインフラの活用

- 脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの排出量の削減や、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラストラクチャー(グリーンインフラ)の推進等、環境負荷の低減に配慮した都市づくりが求められています。



⑥ 都市づくり関係法令の改正

- 平成23年3月の計画改定以降、主に以下のような関係法令の改正が行われています。

年	主な改正内容
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市再生特別措置法・都市計画法・建築基準法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の創設 ・居住調整地域、特定用途誘導地区の創設
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画法・建築基準法・生産緑地法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域(田園住居地域)の追加(12 地域→13 地域) ・生産緑地地区の一律 500 m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能(300 m²下限) ・生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置が可能 ◆都市公園法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公募設置管理制度(Park-PFI)の創設 ・PFI 事業の設置管理許可期間の延伸 ・保育所等の占用物件への追加(特区の全国措置化) ・都市公園の維持修繕基準の法令化 ◆都市緑地法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築基準法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・防火地域・準防火地域において延焼防止性能の高い建築物の建蔽率制限を 10%緩和
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画法・都市再生特別措置法・建築基準法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制(開発許可制度の見直し、住宅等の開発に対する勧告・公表) ・災害ハザードエリアからの移転の促進(市町村による移転計画制度の創設) ・災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出(エリアマネジメントの推進など) ・居住エリアの環境向上(日常生活の利便性向上、都市インフラの老朽化対策)

(2) 上位計画

① 座間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（神奈川県/平成28年11月）

<p>目標年次</p>	<p>2025年(令和7年)</p>
<p>都市づくりの目標</p>	<p>「自然・歴史・文化を活かしたまち」「誰もが暮らしてみたいと思うまち」 「持続的に発展するまち」「市民とともにあるまち」</p>
<p>地域毎の市街地像</p>	<p>ア 相模川地域(座間地区、新田宿、四ツ谷、入谷地区の一部) 相模川沿いの広大な田園、自然、歴史及び文化的な環境に恵まれた旧市街地そして河岸段丘の斜面緑地などから構成されている地域で、こうした地域特性を生かした田園郊外の保全、整備を行う。</p> <p>イ 座間丘陵地域(緑ヶ丘、明王、立野台、西栗原、入谷地区の一部) 行政施設及び文化施設が集積する中心拠点と、相模川中流域を象徴する座間丘陵の緑の拠点(7・5・1谷戸山公園)を中心として、計画的に開発された住宅地が南北に広がる緑豊かな住宅市街地が形成されている。この特性を生かした良好な景観の保全、整備を図る。</p> <p>ウ 目久尻川地域(栗原、栗原中央、南栗原、相武台地区) 目久尻川を中心として、地域の両端部に斜面緑地が分布している。戸建て住宅地を主体とした良好な地域環境を形成するとともに、谷地固有の景観の特色である斜面緑地の保全を図り、良好な市街地を形成する。</p> <p>エ 相模野台地地域(相模が丘、広野台、小松原、ひばりが丘、東原、さがみ野地区) (ア) 住宅地 生活基盤施設の充実を図り、低・中層を主体とした良好な地域環境を形成するとともに、老朽木造密集地では、総合的な市街地環境対策を推進する。 (イ) 複合市街地 住工混在地では、総合的な市街地環境対策を推進する。 (ウ) 工業地 生産拠点としての産業集積をいかしつつ、研究開発、試作、生産機能の展開など一層の産業の高度化を図り、研修機能など産業支援機能の立地した市街地を形成する。</p> <p>オ 自然環境軸、広域都市連携軸による地域のネットワークの強化 自然空間を保全・活用すべき軸として、相模川、相模川段丘の斜面緑地、座間丘陵、目久尻川流域の斜面緑地、さがみグリーンライン、仲よし小道を「自然環境軸」と位置付け、線的な自然の骨組みとして保全、強化する。 また、中心拠点から放射状に東西、南北に結ぶ2本の道路を「広域都市連携軸」として、整備を進める。</p>
<p>方針附图</p>	<p>座間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附图(座間市)</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 市街化区域 商業・業務地 住宅地 工業・交通業務地 公園緑地等 大規模施設 その他の都市施設 主要幹線道路(整備済) 主要幹線道路(未整備) 幹線道路(整備済) 幹線道路(未整備) 都市高速鉄道等(計画) 都市高速鉄道等(既設) 河川 中心拠点(相模野台地) 地域拠点(相模川段丘) 地域拠点(座間丘陵) 地域拠点(目久尻川流域) 地域拠点(小田急相模原駅周辺) <p>0 500 1000 m</p> <p>北 南 西 東</p> <p>※特別附図「座間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を詳しくお示しできません。図面は、図面作成時点の状況に基づき、変更がある場合があります。また、図面は、図面作成時点の状況に基づき、変更がある場合があります。</p>

② 第五次座間市総合計画 基本構想（座間市/令和5年3月）

目標年次	令和12年度
目指す まちの姿	<p>1. 目指すまちの姿 『ひと・まちが輝き 未来へつなぐ』 “ひと”が輝く × “まち”が輝く × “未来へつなぐ”</p> <p>2. 実現に向けた基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な主体と共に創る「共創」のまちづくり ○ 目標を意識したまちづくり ○ 新たな社会情勢と地域課題に対応した持続可能なまちづくり
輝く 未来戦略	<p>“ひとが輝く” ひとがつながり、市民力が高まり、一人一人が活躍するコミュニティを目指します</p> <p>“まちが輝く” 暮らしに喜びが溢れ、快適に住み続けられるまちを目指します</p> <p>“未来へつなぐ” 子どもたちの夢が叶えられる、希望に溢れる社会を目指します</p>
まちづくり の方向性	<p>[分野別政策・施策]</p> <p>政策1 共に学び、健やかに育つまちづくり 政策2 地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり 政策3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり 政策4 健康に暮らせるまちづくり 政策5 共に認め合い、支え合うまちづくり 政策6 緑あふれる快適なまちづくり 政策7 持続可能な行財政運営</p> <p>政策6 緑あふれる快適なまちづくり</p> <p>本市は都心近郊にありながら緑豊かな環境に恵まれています。近年ではその立地条件の優位性が注目され、物流施設の建設が続いています。一方で、高齢化の進行に伴い、日常生活において商業施設や駅周辺への移動が困難ないわゆる交通弱者が増えています。そうした市民に配慮した日常生活を快適に送れる地域公共交通を整備する必要があります。</p> <p>こうしたことを踏まえて、自然と調和した都市基盤施設を維持し、快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。</p> <p>施策21:都市計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域特性に配慮した土地利用とともに、良好な景観を形成します。 2. 公共交通ネットワークの維持及び輸送力の向上を図ります。 <p>施策22:市街地整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な市街地環境の形成に取り組みます。 <p>施策23:公園緑政</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民との協働による公園、広場等の整備、維持管理を行うとともに、緑地、樹林地等の保全に努めます。 <p>施策24:道路</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全で快適な道路の整備、維持管理に取り組みます。 <p>施策25 上下水道</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道水を安定的に供給するとともに、次世代へおいしい座間の水をつなぎます。 2. 公共下水道の整備に取り組みます。

2 座間市の現況

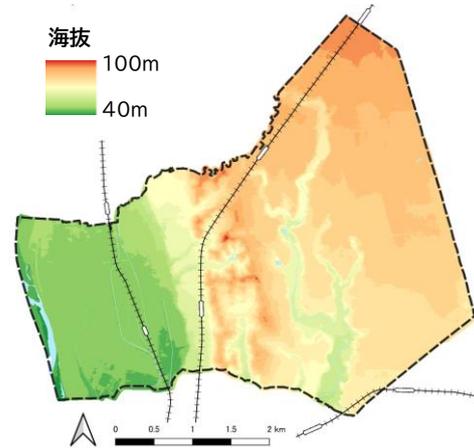
(1) 位置・地勢

- 本市は、東京から南西へ40キロメートル、横浜から西へ約20キロメートル圏内にあり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。
- 総面積17.57km²の市域を有しており、中央部を南北に縦断する座間丘陵を境に、東部は相模原台地、西部は相模川沖積低地が相模川に沿って広がる、起伏にとんだ地形となっています。

■ 座間市の位置



■ 座間市の地形

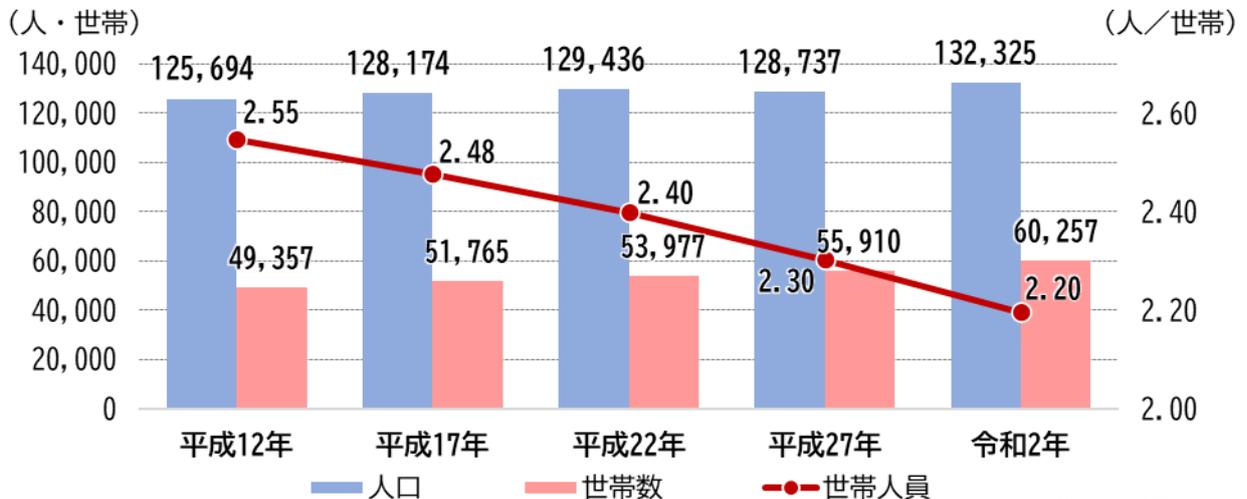


資料：基盤地図情報(平成28年10月時点)

(2) 人口・世帯

- 全国的に人口減少が進む中で、本市は人口・世帯数ともに微増傾向を維持しています。
- 老年人口は年々増加傾向にあり、生産年齢人口、年少人口はともに減少傾向にあります。
- 本市は昼間人口より夜間人口の方が多いため、昼夜間人口比率が100%を下回っていますが、その比率は上昇傾向にあります。

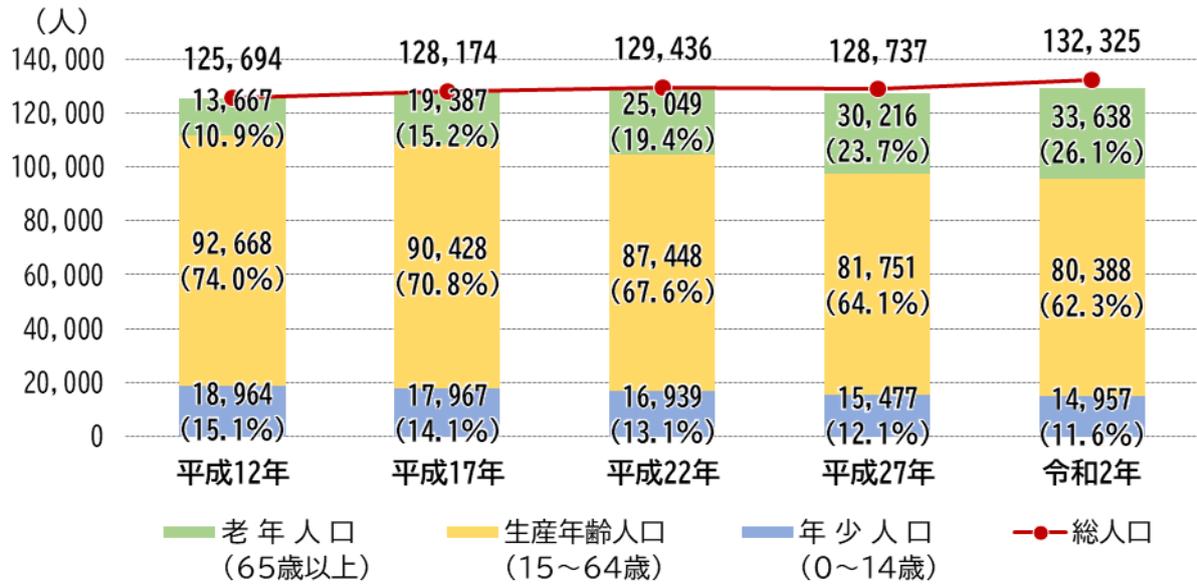
■ 人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

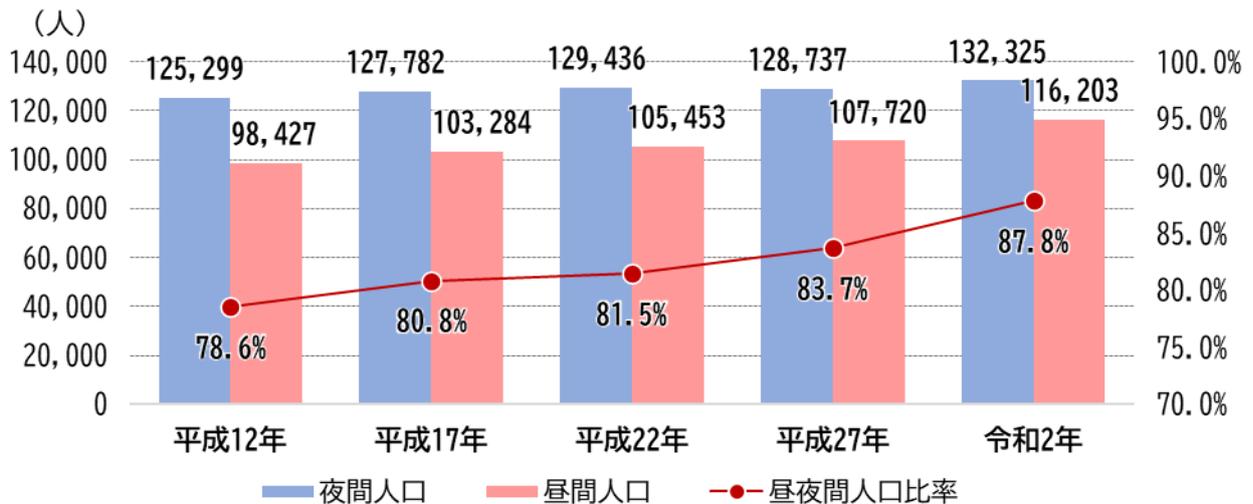
「昼間人口」80頁／「夜間人口」81頁／「昼夜間人口比率」80頁を参照

■ 年齢別人口の推移



資料:国勢調査
※()内は年齢不詳を除いた割合を示す。

■ 昼間人口・夜間人口の推移

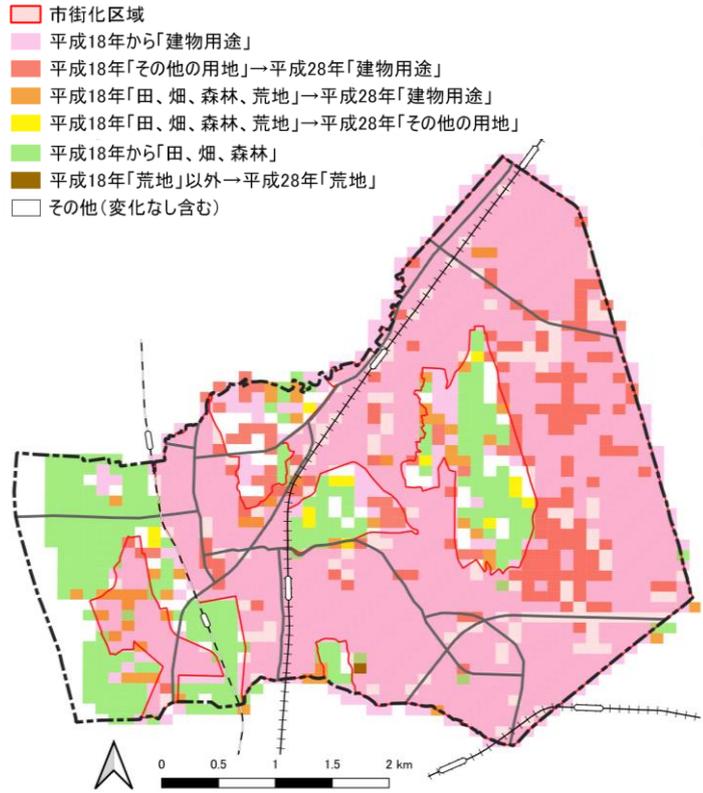


資料:国勢調査

(3) 土地利用

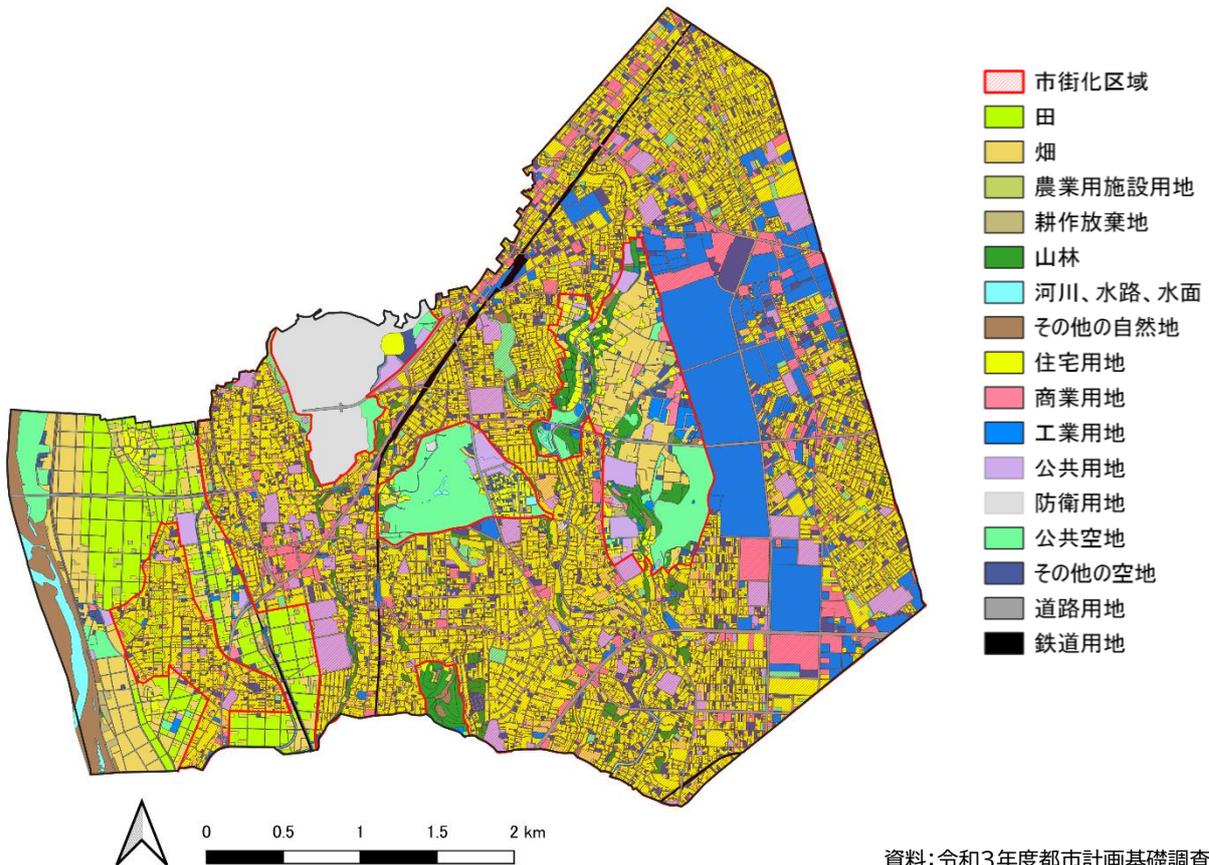
- 本市は、都市計画法に基づく区域区分（線引き制度）が指定されており、市域が「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分されています。市街化区域には「用途地域」を指定しており、建築できる建物の種類や用途の制限を定めています。
- 市街化区域内では建物用途への転換が進んでおり、区域区分に基づく適正な土地利用が展開されています。
- 一部の区域では、工場跡地に大規模商業施設が立地する等、土地利用の転換が進んでいます。
- 住宅用地の割合が最も高く、市域の3分の1を占めており、農地や山林等の自然的土地利用は2割程度となっています。

■ 土地利用動向100m メッシュ(平成18～28年)



資料:国土数値情報

■ 土地利用現況



資料:令和3年度都市計画基礎調査

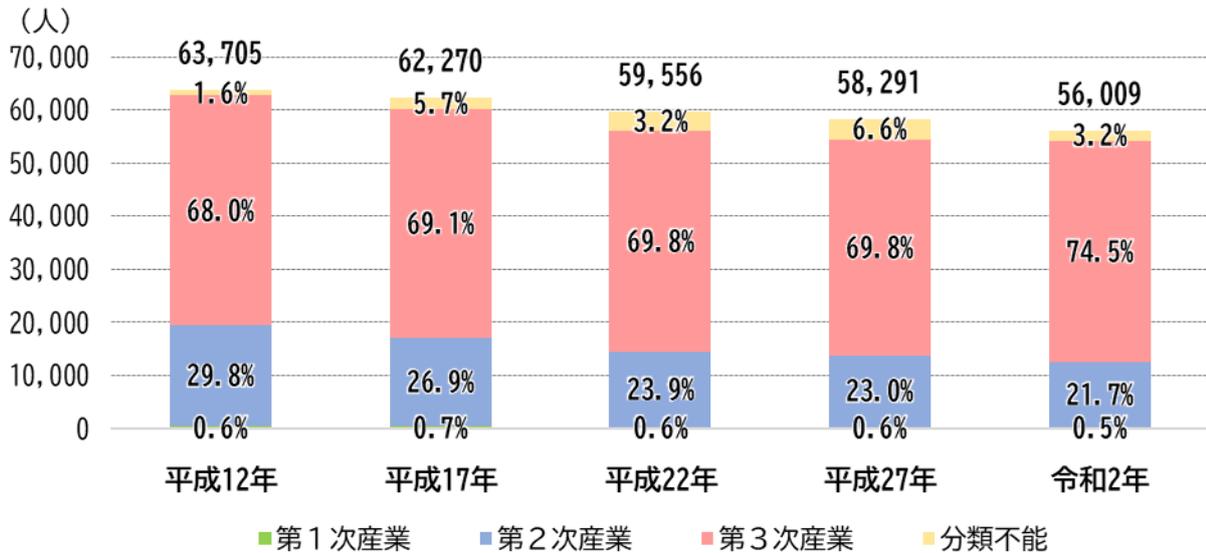
「区域区分(線引き制度)」78頁／「市街化区域」79頁／「市街化調整区域」79頁／「用途地域」82頁を参照

(4) 産業

① 就業人口

- 就業人口は、年々減少傾向にあります。
- 卸売業・小売業・情報通信業・金融業・不動産業・その他サービス業等の第3次産業は増加傾向にあります。建設業・製造業等の第2次産業は減少傾向にあります。

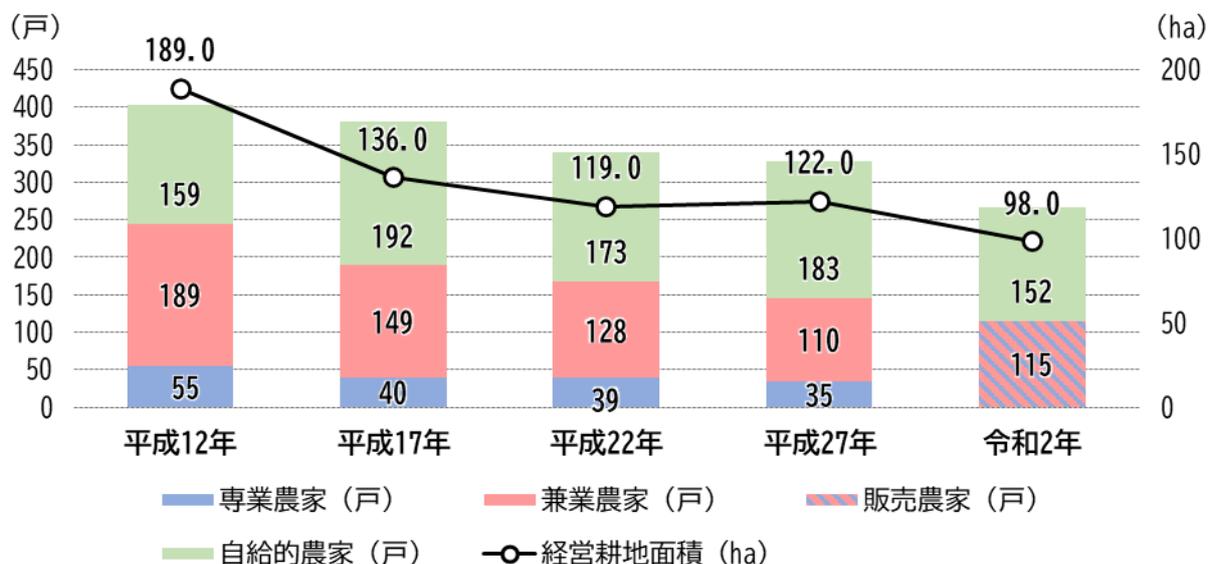
■ 産業別就業人口の推移



② 農業

- 農家数は平成22年から令和2年の10年間で73戸減少しており、経営耕地面積も21ha減少しています。

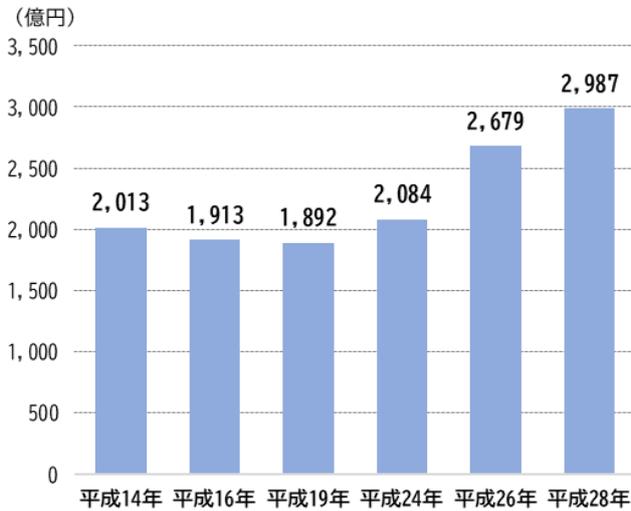
■ 農家数及び経営耕地面積の推移



③ 商業

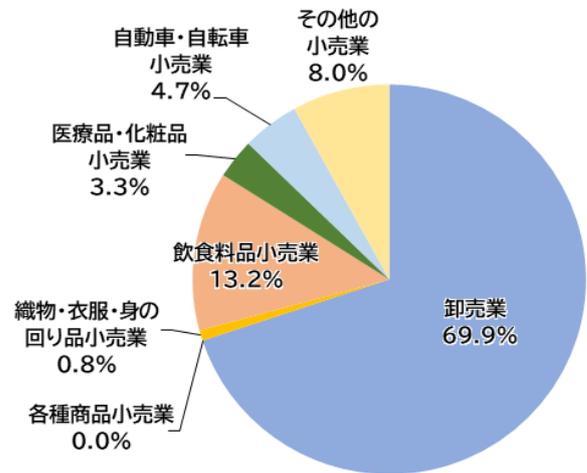
- 年間商品販売額は、近年でも増加傾向を維持しています。
- 年間商品販売額の内訳としては、卸売業が最も多く、次いで飲食料品小売業、その他の小売業と続いています。

■ 年間商品販売額の推移



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査(平成23、28年)

■ 年間商品販売額構成比(平成28年)

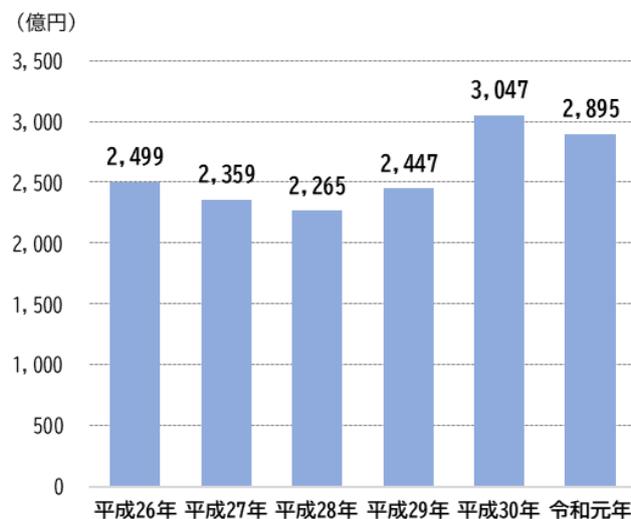


資料：経済センサス活動調査

④ 工業

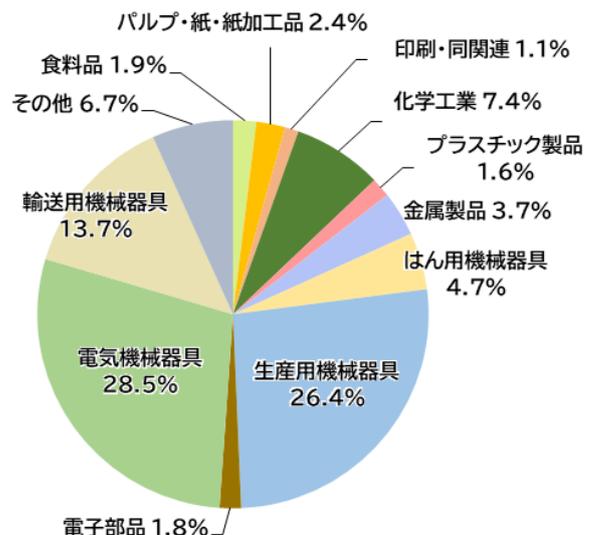
- 製造品出荷額等は、平成30年に大幅に増加しましたが、令和元年は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり減少となっています。
- 製造品出荷額等の内訳としては、電気機械器具が最も多く、次いで生産用機械器具、輸送用機械器具と続いています。

■ 製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、経済センサス活動調査(平成27年)

■ 製造品出荷額等構成比(令和元年)

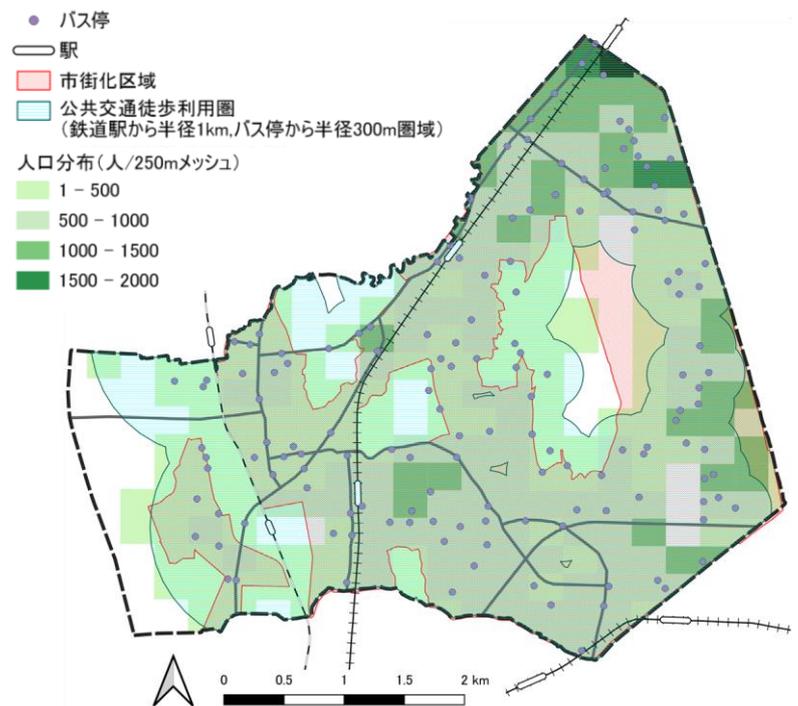


資料：工業統計調査

(5) 交通環境

- 国道246号をはじめ主要地方道や一般県道が整備されており、骨格的な道路網が形成されています。
- 隣接自治体において圏央厚木IC、厚木PAスマートIC及び綾瀬スマートICが開設したことにより、自動車による広域交通利便性が更に向上しています。
- 鉄道が3路線整備されており、鉄道駅を中心に、市内の主な居住地を網羅した路線バス網も形成されています。
- 本市に広がる居住地のほぼ全域が、公共交通の徒歩利用圏(鉄道駅から半径1km、バス停から半径300m圏域)となっています。

公共交通徒歩利用圏と人口分布



資料:平成27年度国勢調査及び国土数値情報より作成

(6) 自然・歴史・文化

- 相模川沿いには優良な自然環境が広がっており、ひまわりや桜並木、湧水等の充実した自然資源を有しています。
- 市街地内には、座間谷戸山公園や芹沢公園等、市内外から多くの利用者が集まる特色ある公園が整備されています。
- 鈴鹿・長宿地区では、湧水や緑地等の自然環境と調和した歴史的な建物や街道沿いの街並みを維持しています。

市西部の自然景観



鈴鹿・長宿地区

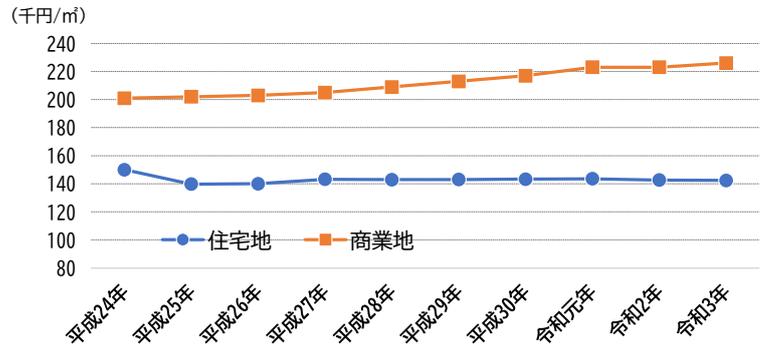


(8) 地価・財政

① 地価

- 商業地の平均価格は、一貫して上昇傾向を維持しています。
- 住宅地の平均価格は、平成25年に下落したものの、以降はほぼ横ばいで推移しています。

■ 地価平均価格

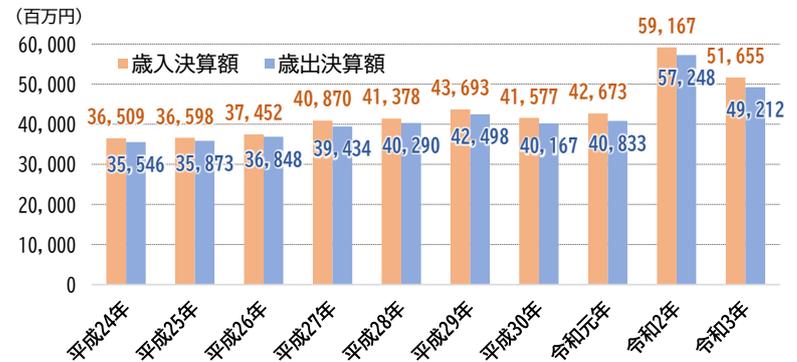


資料：神奈川県「かながわ地価レポート」

② 財政

- 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、本市の歳入・歳出はともに大幅に増加しています。
- 歳入における自主財源の根幹である地方税の割合は減少しており、歳出における扶助費の割合は増加傾向にあります。

■ 歳入・歳出の推移



(9) 市民意向

- 「医療体制」や「地域・高齢者福祉」、「介護保険」等の健康・福祉に関する施策をはじめ、「道路」や「公園・広場・緑地」、「まちづくり」等の都市基盤に関する施策、「危機管理・減災」や「防犯」等の安全・安心に関する施策等が重要視されています。
- 将来のまちの姿として、「子ども」や「高齢者」、「若い世代」等、さまざまな人にやさしいまちや、「自然が豊かな」、「道路・交通が整った」、「インフラが整備された」「賑わい・活気のある」等、住みやすい・暮らしやすいまちが期待されています。

■ 施策の重要性(上位 10 位)

順位	施策	構成比
1	医療体制	40.0%
2	道路	30.9%
3	地域・高齢者福祉	29.6%
4	危機管理・減災	26.3%
5	介護保険	25.7%
6	防犯	21.6%
7	公園・広場・緑地	18.1%
8	保健衛生	16.6%
8	まちづくり	16.6%
10	子ども・子育て	14.7%

資料：令和2年度まちづくりのための市民アンケート調査

■ 将来のまちの姿(自由記入・上位 10 位)

順位	将来のまちの姿	構成比
1	子どもにやさしい／子育てのまち	17.6%
2	住みやすいまち／暮らしやすい	12.4%
3	自然(水／花／生物)が豊かなまち	11.6%
3	高齢者にやさしいまち	11.6%
5	若い世代が住みやすいまち	11.2%
6	道路／交通が整ったまち	8.6%
7	インフラが整備されたまち	8.1%
8	互いに交流／尊重／協力するまち	6.3%
9	賑わいのあるまち(商店・駅等)	5.3%
10	活気のあるまち(産業)	4.6%

資料：令和3年度座間市の将来のまちづくりに関するアンケート調査

3 都市づくりの主要課題

本市を取り巻く都市づくりの方向性や現況等を踏まえ、これからの都市づくりに当たって対応が必要となる主要課題とその対応の方向性を以下のように抽出・設定します。

(1) 定住促進に資する暮らしやすい都市づくり

- 将来的に人口減少に転じることが想定される中で、これからの都市を担う若年世帯の定住促進をより一層進めていく必要があります。
- 若年層が暮らしやすい居住環境づくりに向けて、都心部へのアクセス性の確保や生活利便性を支える都市機能の維持・充実、雇用の場や安全・安心な子育て環境の確保等、暮らしやすさを実感できる都市づくりに向けた一体的な取組が求められます。



(2) 高齢化に対応した都市構造の構築

- 高齢化の進行を踏まえ、子どもから高齢者まで、誰もが快適な日常生活を送ることのできる都市構造の構築に取り組んでいく必要があります。
- 多様なサービスが享受できる駅前等の拠点エリアの整備・充実を図るとともに、自動車を運転できない方でも円滑に目的地まで移動が可能となる公共交通の確保等、拠点間や居住地を効率的に結びつけた都市構造が求められます。



(3) 防災・防犯に備えた安全・安心な都市づくり

- 甚大化する自然災害や犯罪等による被害の防止・抑制に資する都市づくりを、より一層進めていく必要があります。
- 洪水や崖崩れ等の自然災害に備え、河川や下水道施設の適切な管理と機能拡充を図るとともに、防災・防犯まちづくり活動の展開に向けた地域コミュニティの強化等が求められます。



(4) 魅力とにぎわいの創出に資する都市づくり

- 本市が将来に渡って魅力的な都市であり続けるためには、暮らしやすさはもちろん、にぎわいの創出や市内外からの交流人口の獲得等、地域振興に資する都市づくりも必要となります。
- 魅力とにぎわいの創出に向けて、駅前やショッピングモール、公園等、既存の都市機能や地域資源を活かした交流拠点機能の維持・拡充が求められます。



(5) 地域資源の保全・管理・活用

- 水と緑に囲まれたうまいのある都市づくりに向けて、地域の特色ある自然資源を適切に保全・管理・活用していく必要があります。
- ひまわり、湧水、農地等の自然環境とともに、歴史・文化的な地域資源を適切に管理し、交流の場としても活用していくことが求められます。



(6) 持続可能性を有した都市づくり

- 本市が将来に渡って持続可能な都市として発展していくためには、将来を見通した効率的な行財政運営や地球環境に十分配慮した都市づくりの展開が必要となります。
- 多様な主体との連携・協力の下、公共施設や都市基盤の適正配置等、都市経営コストと効果の最適化を図るとともに、本市が掲げる「座間市ゼロカーボンシティ宣言」の達成に向けた取組が求められます。



第 2 章 都市づくりの目標

1. 都市の目標
2. 将来都市構造

第2章 都市づくりの目標



本章では、本市の都市づくりの目標となる「都市づくりのテーマ」や「都市の将来像」、「将来人口の見込み」を定め、その実現に向けて座間市が目指すべき「将来都市構造」を位置付けます。

1 都市の将来像

(1) 都市づくりのテーマ

前章の都市づくりの主要課題を踏まえて、都市計画の視点から目指すべきこれからの都市づくりの方向性を「都市づくりのテーマ」として設定します。

テーマ1 “成長”と“成熟”の均整のとれた都市づくり



本市が将来に渡って持続可能な都市として発展していくことができるよう、これまで進めてきた都市づくりを継承しつつ、更なる定住人口の確保や産業振興に基づく“成長”と、既存の都市機能の質的向上による“成熟”のバランスをとりながら、効果的・効率的なサービスの提供と行財政運営に資する都市づくりを目指します。

テーマ2 安全・安心に暮らし続けることができる都市づくり



人口減少社会が到来する中で、都市を支える定住人口をいかに確保していくかは重要なテーマです。誰もが安全・安心で快適に暮らすことができるよう、高齢化にも対応した都市環境の形成や、自然災害への充実した備え等、市民や事業者から選ばれる都市づくりを目指します。

テーマ3 多様な主体とのパートナーシップに基づく都市づくり



人口減少や社会経済情勢の停滞等が続く中で、本市においても効率的な行財政運営が必要不可欠です。今後も、質の高い魅力ある都市づくりに向けて、行政のみならず、市民や自治会、NPO、市内事業者等、多様な主体との連携・協力を図りながら、パートナーシップに基づく持続可能な都市の管理体制の構築を目指します。

(2) 都市の将来像

都市の将来像は、都市づくりのテーマを包括した大きな目標として、本市の最上位計画となる第五次座間市総合計画で掲げられているまちの姿『ひと・まちが輝き 未来へつなぐ』に即すこととします。

同計画と将来像を共有することで、都市計画分野からその実現に向けた取組を展開し、市全体で一貫性を持った都市づくりを目指します。

《都市の将来像》

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

“ひと”が輝く

人口減少社会においても輝くまちであるためには、ひとが輝き、市民力を高めることが必要です。

市民一人一人が対等な立場でお互いを理解して、心豊かに生き生きと笑顔で暮らせるまちであることを目指します。

“まち”が輝く

ひとが輝くためには、安全・安心で快適に暮らせる生活基盤を築くことが必要です。

まちの安全が確保され、都市基盤が維持されていることに加えて、市民・団体・企業等の多様な主体との連携、協力により、まちの新たな魅力と価値が創造され、誰もが過ごしやすい、暮らしやすいまちであることを目指します。

“未来へつなぐ”

“ひと”と“まち”の輝きは、未来を担う子どもたちを始めとした次世代に引き継いでいくことが必要です。

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちであるとともに、“ひと”の技術や経験と“まち”の歴史や伝統を受け継ぎ、新たな価値の創造へと発展させ、将来に渡って成長するまちであることを目指します。

都市計画として…

これまで本市が進めてきた都市づくりを継承しながら、多様な主体とのパートナーシップに基づく取組を更に強化し、子どもから高齢者まで、誰にとっても暮らしやすく、持続的に発展し続けることができる都市づくりを目指します。

(3) 将来人口の見込み

本計画における将来人口の見込みについては、都市の将来像と同様に第五次座間市総合計画で示されている人口推計との整合を図ります。

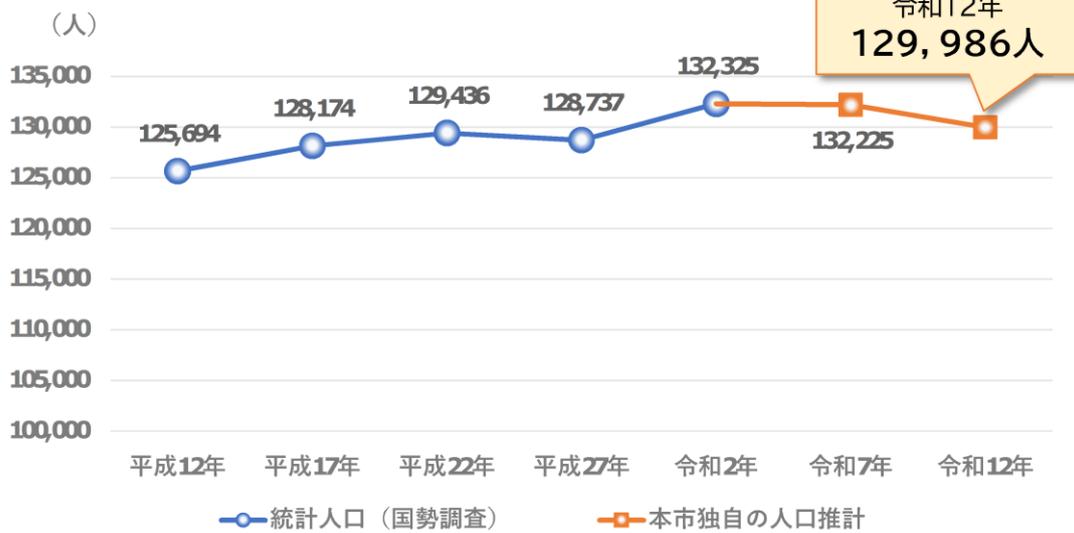
令和14年度 将来人口の見込み

約 129,000 人※

※第五次座間市総合計画基本構想に掲載されている人口推計(各年10月1日)の推計データから、令和14年の推計値を算出し、千人未満を四捨五入した値を推計人口として設定

■ 第五次座間市総合計画 基本構想 人口推計(各年10月1日)

人口推計(各年10月1日)



出典:国勢調査、独自推計

2 将来都市構造

都市の将来像を実現に向けて、本市が目指す「将来都市構造」を設定します。将来都市構造は、「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素によって構成します。

(1) 拠点の位置付けと役割

「拠点」は、行政、交通、商業・業務、医療・福祉、産業、観光・交流等、様々な機能・役割を担い、市民をはじめ、事業者や来訪者の都市活動の中心となる、求心性を有した都市の核となります。

本市においては、既存の都市機能や地域資源等を踏まえ、都市の魅力・活力の創出や市民の生活利便性の向上、交流促進、産業振興等に向けた、以下の6種類の拠点を設定します。

拠点名称	役割
行政・文化拠点 	市役所、市民文化会館、市民健康センター、図書館等、行政機能と文化機能が集積する本市の核となる拠点
生活交流拠点 	鉄道駅周辺において、日常生活を支える商業・サービス機能や鉄道や路線バス等への交通結節機能を有する地域の生活拠点
にぎわい交流拠点 	大型商業施設を中心とした商業・レジャー機能を有し、市民の生活利便性を支え、本市の魅力とにぎわいを生み出す交流拠点
防災・健康拠点 	消防本部・署、市民体育館、総合病院、総合防災備蓄倉庫が集積し、本市の防災とスポーツ・医療による市民の健康を支える拠点
産業振興拠点 	大規模工業施設が集積する本市の産業と雇用を支える産業拠点
自然景観拠点 	市内外から多くの利用者が訪れる、公園や緑地、河川等の自然環境や本市の歴史・文化資源を活かした交流拠点

(2) 軸の位置付けと役割

「軸」は、本市と周辺都市、市内の各拠点間を結ぶ動線として、人やモノの円滑な移動や活発な交流、市内外の自然環境の連続性を確保するものです。

本市においては、軸の役割に応じて、以下の3種類の軸を設定します。

軸名称	役割
都市連携軸 	都市の骨格を形成する主要道路網
鉄道軸 	鉄道による広域移動を支える鉄道網
環境軸 	河川や連続する緑地からなるネットワーク

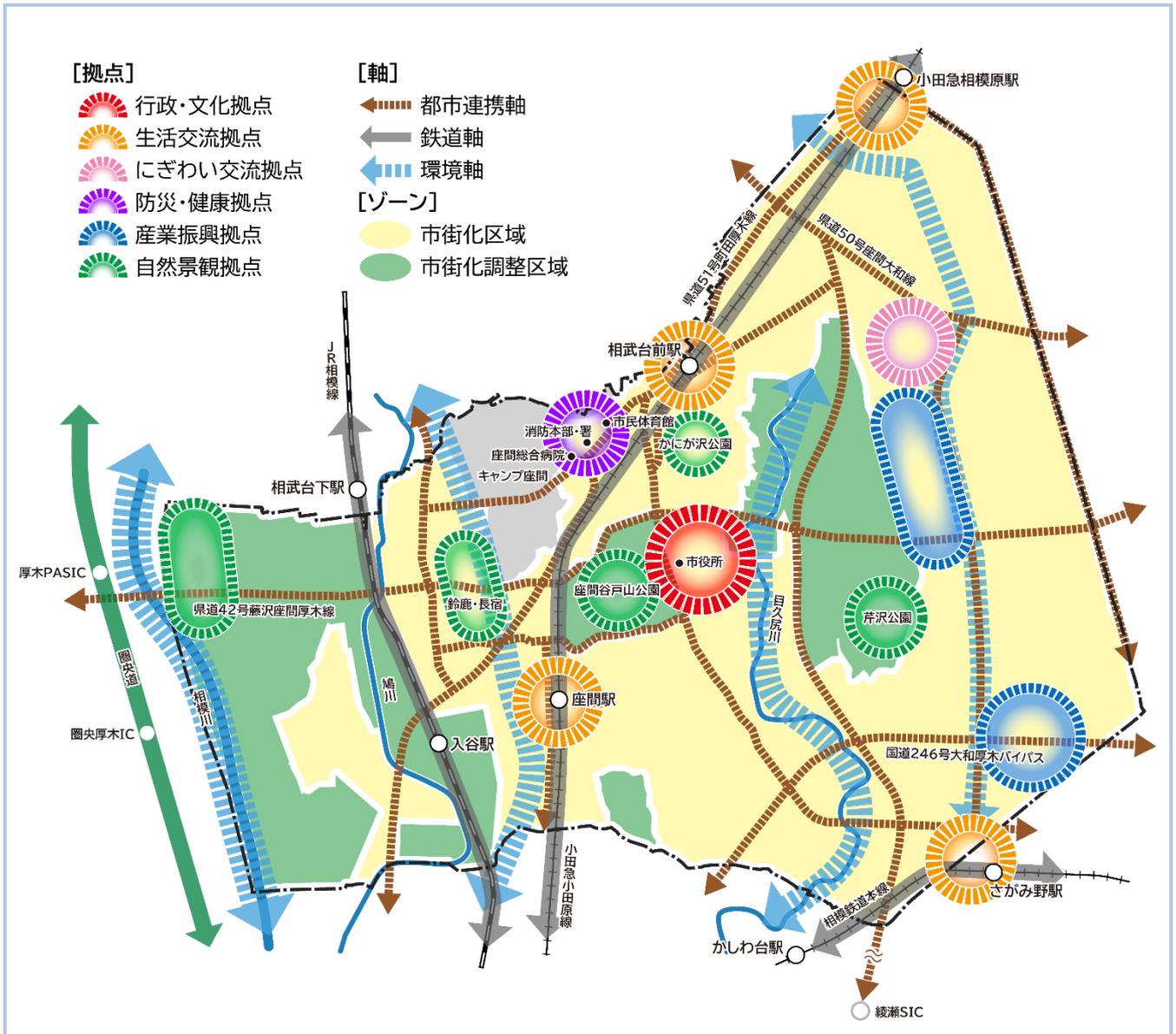
(3) ゾーン的位置付けと役割

「ゾーン」は、住宅地や商業地、工業地や農地等、同じ特性・役割を担う連続した土地利用の広がりを示すものです。

本市においては、区域区分に基づくメリハリのある土地利用展開に向けて、以下の2種類のゾーンを設定します。

ゾーン名称	役割
市街化区域 	市街化区域に指定された既存市街地で、市民生活を支える居住地及び商業・業務地として、その質の向上と安全性の確保・充実を図るゾーン
市街化調整区域 	農地や丘陵地等、本市の豊かな自然環境の保全・管理を基調としながら、地域振興や観光交流の増進に向けた適切な活用を検討するゾーン

■ 将来都市構造図



第 3 章 全体構想（分野別方針）

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系の基本方針
3. 水と緑の基本方針
4. 都市環境の基本方針
5. 安全・安心の基本方針

第3章 全体構想（分野別方針）



本章では、市全域を対象に「土地利用」、「交通体系」、「水と緑」、「都市環境」、「安全・安心」の都市づくりに係る5つの分野ごとに、これからの本市が目指す都市づくりの方針を示します。

1 土地利用の基本方針



(1) 誰もが住み続けたいと感じられる住宅地の形成

① 一般住宅地エリア

- 本市の中心的な居住地となる「一般住宅地エリア」については、用途地域に基づいた適正な土地利用の誘導を図ります。
- 地区計画により良好な居住環境が維持されている住宅地については、引き続き居住環境の維持・保全を図ります。
- 地区計画が指定されていない住宅地については、必要に応じて地区計画等の活用に向けた検討・支援を行います。
- 旧来の集落の面影を残す鈴鹿・長宿地区については、本市の自然景観拠点の一つとして、引き続き街なみの保全・誘導を図ります。
- 本エリアの住民が、何世代に渡って本市に住み続けることができるように、既存住宅の建替促進に資する都市計画方策について検討します。

② 複合住宅地エリア

- 住宅のみならず、商業・業務施設や公共公益施設等、複合的な土地利用が展開されている「複合住宅地エリア」については、良好な居住環境の保全を前提としながら、居住機能と商業・業務・医療・福祉等の多様な都市機能が一体となった、利便性の高い市街地を目指します。
- 低層住宅地や中高層住宅地が形成されている地区については、高層建築物や一定規模以上の商業・業務施設の立地を抑制し、居住環境の保全を図ります。

③ 沿道住宅地エリア

- 主要道路の沿道に形成されている「沿道住宅地エリア」については、居住環境の保全に配慮しながら、沿道型店舗の誘導や道路整備と併せた歩行空間の確保等、地域の利便性を高める市街地形成を目指します。

(2) 日常生活の利便性向上と地域振興に資する土地利用の展開

① 拠点商業・業務地エリア

- 本市の生活交流拠点となる鉄道駅周辺については、市民の生活を支える都市機能や交通結節機能の強化に取り組むとともに、点在する空き店舗・空き地の有効活用も図りながら商業・業務施設の集積を促進し、利便性の高い魅力ある市街地の形成を目指します。
- 鉄道駅周辺では、生活交流拠点にふさわしい活力とにぎわいの創出を図るため、事業者等との連携・協力の下、駅舎のユニバーサルデザイン化や誰もが利用しやすい歩行空間の確保等、市民や来訪者が歩いてまちなかを回遊できる魅力ある環境づくりを目指します。
- 相武台前駅周辺については、地権者や周辺住民、事業者等の多様な主体との連携・協力を図りながら、将来的な市街地開発事業による面的整備を推進します。
- 本市の行政・文化拠点となる市役所周辺については、事務所地区の指定に基づいて、誰もが利用しやすい業務地環境の維持・向上を図ります。
- 本市のにぎわい交流拠点となる大規模集客施設周辺については、地区計画に基づいて、周辺環境に配慮した商業業務環境の維持・保全を図ります。
- キャンプ座間返還跡地については、市民体育館(スカイアリーナ座間)と大坂台公園、スカイグリーンパークが一体となったスポーツ・交流機能、消防本部・署と総合病院による防災・医療機能等、既存機能の維持を図ります。

② 沿道商業エリア

- 主要道路の沿道に形成されている「沿道商業エリア」については、周辺の居住環境に配慮しながら、交通利便性を活かした商業・業務・サービス機能の誘導を図ることで、地域の利便性向上に資する市街地の形成を目指します。

③ 産業振興エリア

- 工場や研究施設等が集積する「産業振興エリア」については、本市の産業と雇用を支える場となることから、地区計画や特別用途地区等を活用しながら、産業地としての機能の維持・向上に努めます。

(3) 自然環境の管理・保全と活用・共生

① 農業振興エリア

- 本市の農業生産を支え、河川等の周辺環境と一体となった美しい景観を形成する「農業振興エリア」については、優良農地の積極的な利用に基づいた適切な管理・保全を図ります。
- 遊休農地については、担い手による耕作を促進するとともに、継続的な営農が行えるよう基盤整備に努めます。

② 環境保全エリア

- 都市に潤いと安らぎを与える貴重な緑地空間となる「環境保全エリア」については、引き続き良好な自然環境を形成する緑地やまとまった樹林地の保全を図ります。
- 特別緑地保全地区である「相模川緑地保全地区」については、引き続き制度に基づく制限を行い、各地権者の協力を得ながら、将来に渡り良好な緑地空間の保全に努めます。
- 本市の都市公園については、引き続き適切な管理と機能の拡充に努めます。

③ 田園共生エリア

- 市街化調整区域に点在する既存集落については、周辺の営農環境や地域コミュニティの維持を図ります。

(4) 未来を見据えた土地利用の検討

① キャンプ座間

- キャンプ座間については、引き続き関係機関と連携し、基地の整理・縮小・返還に向け、取り組みます。また、将来的な基地の返還が提示された場合においては、返還用地の有効利用を多角的に検討することとします。

2 交通体系の基本方針



(1) 人やモノの円滑な移動を支える道路ネットワークの形成

① 都市間をつなぐ都市連携道路の整備・拡充

- 本市と周辺自治体や都心部をつなぎ、広域的な都市間の交流機能を担う「都市連携道路」については、国や県等の関係機関との連携を図りながら、整備済み区間の適切な維持・管理に取り組むとともに、未整備区間の整備促進を要望し、円滑な道路網の形成を目指します。
- 都市連携道路は、地域振興や活力の創出に大きな影響を与える道路となり、また、その一部が災害時の緊急輸送道路としての役割を担うことから、安全性や利便性の向上に資する整備・改良を関係機関に要望します。
- 鉄道による地域分断や交通量の集中等によって、慢性的に渋滞が発生している踏切や交差点については、事業者や国・県等の関係機関とともに、問題の解消に努めます。
- 本市の東西方向の骨格軸となる都市計画道路3・4・5号座間南林間線については、広域的な交流機能に加え、圏央道の圏央厚木インターチェンジ及び厚木 PA スマートインターチェンジへのアクセス道路としての役割も担っていることから、関係機関と連携しながら、一部事業化された区間は整備を促進し、残区間についても事業化に向けた取組を推進します。
- 本市の南北方向の骨格軸となる都市計画道路3・3・2号広野大塚線については、関係機関と連携しながら検討を行います。
- 都市計画道路3・4・3号相模原二ツ塚線については、事業化区間は引き続き整備を促進し、未事業化区間は関係機関と連携しながら検討を行います。

② 都市内をつなぐ地域連携道路の整備・改良

- 都市連携道路へ連絡し、本市の主要施設や各拠点等の都市内のネットワークを担う「地域連携道路」については、市民生活を支える道路として、引き続き既存路線の適切な維持・管理を行うとともに、関係機関との連携を図りながら計画的な整備を検討します。
- 都市計画道路については、効果的・効率的な整備を進めていくため、本市や周辺都市における道路整備の進捗や新たな拠点整備等の状況を踏まえた将来的な交通量の変化を見通した上で、必要に応じて見直しを行います。
- 地域固有の自然・歴史・文化と調和した道路空間の創出に向けて、安全性に十分配慮した上で、沿道での街路樹や植栽の整備等、緑化の推進に努めます。

③ 身近な生活道路の整備・改善

- 地域連携道路へ接続し、居住地と主要施設とのネットワークを担う「生活道路」については、市民の最も身近な道路として、誰もが安全に利用できる道路空間の確保を目指します。
- 狭あいな道路が多い地域については、緊急車両等が円滑に通行できるよう地域住民の理解・協力を得ながら、必要な幅員や隅切りの確保に努めます。

④ 安全で快適な道路環境の形成

- 誰もが安全で快適に道路を利用することができるよう、都市計画道路3・4・5号座間南林間線及び都市計画道路3・6・5号緑ヶ丘林間線(優先整備路線)の整備に加え、歩道の確保、段差の解消等によるバリアフリー化、障害物の撤去等、歩行空間の整備・拡充にも取り組みます。
- 住宅地内への通過交通の流入を抑制し、地域住民の安全性を確保していくため、警察や地域住民との協議を進めながら、一方通行等の交通規制の導入について検討します。
- 交通事故の多発箇所や大規模集客施設及び物流施設等の立地によって交通量の増加が見込まれる地域については、交差点改良や通行規制等、必要な対策を関係機関へ要望します。
- 通学路や交差点等の交通安全上危険な箇所については、危険ブロック塀等の解消やゾーン30及びゾーン30プラスの指定、見通し空間の確保等の対策を図りながら解消に努めます。
- 橋りょう等の重要構造物については、「座間市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく予防的修繕等の実施を図りながら、計画的な維持・管理に努めます。
- 自転車走行空間の整備等により自転車ネットワークの形成を促進しながら、自転車が歩行者や自動車と共存できる道路環境の形成に努めます。

(2) 持続可能な公共交通網の構築

① 鉄道網による広域ネットワークの確保

- 市民の広域的な移動を支える鉄道網については、引き続き積極的な利用による機能の維持を図るとともに、周辺自治体とも連携しながら、更なる輸送力の増強に資する運行ダイヤ等の改善を鉄道事業者に要望します。
- 本市の交通拠点としての役割も担う鉄道駅周辺については、鉄道事業者との連携・協力を図りながら、バスやタクシー等への乗り継ぎ環境の改善に向けた駅前広場の整備や駐車・駐輪機能の確保、駅舎のバリアフリー化、わかりやすい案内板等の設置等、交通結節機能の拡充に努めます。
- 交流人口の増加や産業振興による活力創出等、本市への波及効果が期待されるリニア中央新幹線の早期開通に向けて、関係機関と連携しながら積極的な取組を進めます。
- JR相模線の複線化や東海道新幹線新駅設置の促進に向けて、周辺自治体等と連携しながら鉄道事業者に要望します。
- 踏切による渋滞の解消や道路交通の円滑化を図るため、小田急小田原線の連続立体交差の実現に向けた調査・検討を進めます。

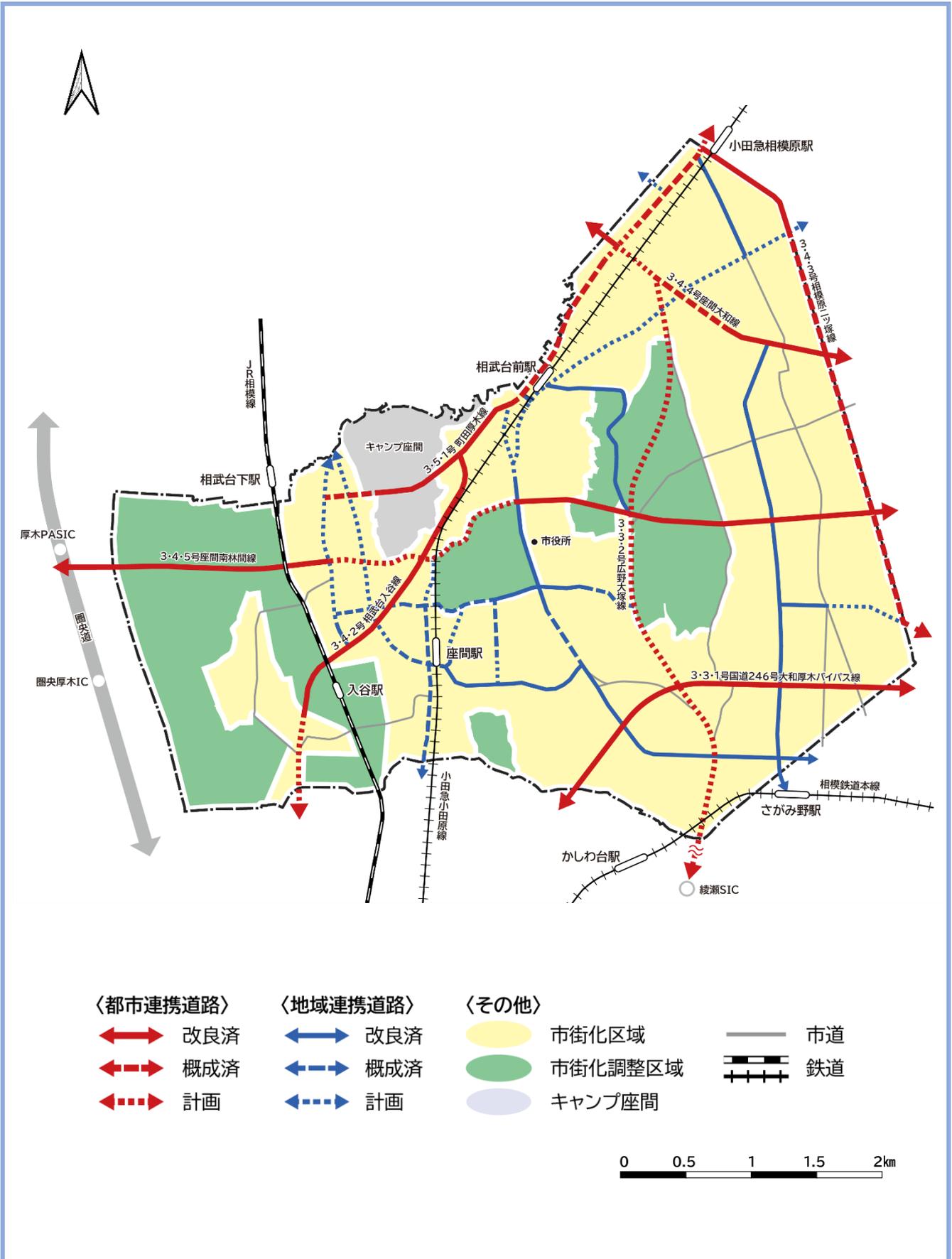
② バス交通による地域間ネットワークの確保

- 居住地と鉄道駅や公共施設等の拠点をつなぐバス交通については、主に市民や来訪者の都市内移動を支える役割を担っていることから、引き続き路線バスやコミュニティバスの運行の充実と道路網の整備と併せた総合的な交通体系の整備に取り組みながら、更なる利便性の向上を目指します。
- 都市内移動を支えるバス交通を将来に渡って維持・確保していくことができるように、モビリティ・マネジメントの導入を図りながら、市民の積極的な利用を促進します。
- 路線バスやコミュニティバスの車両については、誰もが利用しやすい環境づくりに向けてノンステップバスの継続的な導入を推進します。また、脱炭素社会への貢献として二酸化炭素の排出量の抑制に資する低公害車の導入を推進します。

③ 新型輸送サービスの発展促進

- 誰もが移動しやすいまちの実現に向けて、民間企業やNPO等、多様な主体との連携・協力を図りながら、IoT や AI 等の新技術を活用した新たな交通システムの導入可能性について研究します。
- 自転車や自動車のシェアリングサービスについては、市民や来訪者の多様な移動手段を確保するとともに、環境負荷の低減にも寄与するサービスとして期待されることから、事業者等との連携を図りながら利用促進に取り組みます。
- 路線バスやコミュニティバスでカバーしきれない移動ニーズに対して、多様な主体との連携・協力に基づくデマンド型交通の導入可能性について検討します。
- 居住地と主要バス停等、比較的短距離の移動を支える移動手段として、超小型モビリティやグリーンスローモビリティ等の導入可能性について研究を進めます。
- 既存の公共交通網や新型輸送サービス等、多様な交通手段を連携させ、相互をシームレスにつなぐ「Maas(Mobility as a Service)」の展開を見据えながら、誰もが快適に移動することができる都市の実現を目指します。

交通体系の基本方針図



3 水と緑の基本方針



(1) 暮らしの質を高める公園・緑地の適正な維持・管理

① 公園・緑地の管理・保全

- 公園・緑地は、市民に憩いと安らぎの場、そして遊びの場を提供するとともに、地域の交流やレクリエーションの場、災害時の活用等、様々な役割を担う施設となります。引き続き周辺住民や自治会、関係団体等との連携・協力を図り、適正な維持・管理に努めます。
- 特別緑地保全地区制度に基づく「相模川緑地保全地区」については、引き続き良好な緑地環境の保全に努めます。また、市内に点在する私有林についても、緑地保全制度の活用を促進しつつ、地権者等の理解と協力を得ながら、適正な維持管理と保全を求めています。
- 相模川沿いの広域的なサイクリングロードとなる「さがみグリーンライン」については、観光交流や健康づくりの場としてだけでなく、身近に水を感じることができる地域の散策路として、関係機関へ整備を要望します。

② 公園機能の最適化

- 誰もが安全・安心に公園を利用することができるように、遊具やベンチ、照明灯等の公園施設については、「座間市公園施設長寿命化計画」に基づいて、施設の老朽化に対応した効果的・効率的な補修・更新に取り組みます。
- 施設の老朽化が課題となっている既存公園については、公園の主な利用者となる周辺住民との協働を図りながら、世代ごとのニーズに対応した公園機能の見直しや施設の入れ替え等、更なる利用促進に資する公園の再整備について検討します。
- 災害時における避難場所としての役割を担う公園については、関係部署と連携の上、機能の保全と充実について検討します。
- 限られた財源の中で将来に渡って安全・安心で快適な公園機能を維持・提供していくために、利用実態や利用者ニーズを踏まえながら、必要に応じて既存公園の統合・廃止等も含めた公園の再配置について検討します。

(2) 都市に潤いをもたらす水と緑の管理・保全・活用

① 魅力ある親水空間の形成

- 多くの河川が流れる本市の特性を踏まえ、安全・安心な河川環境の管理・保全に資する河川改修や、本市の貴重な自然空間を構成する相模川、鳩川、目久尻川における親水空間の創出に向けた環境整備について関係機関に要望します。
- 本市の魅力の一つでもある豊かな湧水や地下水を、将来に渡って保全・継承していくために、多様な主体と一体となって水質と水量の保全に取り組みます。
- 自治会や環境団体等、多様な主体との連携・協力に基づいて、自然環境との調和を意識した取組を進めるとともに、美化活動等への参加を促進することによって、自然と共存する美しいまちづくりを目指します。

② 魅力ある緑の空間の形成

- 農地については、農業生産基盤の整備・改修を進めながら、保水・遊水機能や水源の涵養、生態系の保全や良好な景観の形成等、農地が有する多面的機能を発揮できる環境づくりに努めます。
- 生産緑地地区については、地権者との調整を図りながら、市街地における継続的な営農の場として、また、周辺住民に潤いを提供する緑の空間として、その維持・存続に努めます。
- 本市が有する農地や緑地については、市民等の生涯学習や保全活動、民間企業のCSR活動の場等、多様な主体と連携した継続的な利用に基づく適切な管理・保全を促進します。
- 緑あふれる魅力的な市街地空間の創出に向けて、街路樹の適正管理及び最適化を図るとともに、市民や事業者への意識啓発等による民有地の敷地内緑化を促進します。

4 都市環境の基本方針



(1) 持続可能な上下水道の確保

① 上水道の適正管理

- 地下水に恵まれている本市では、地下水を主な水源とした良質な上水道を提供しています。引き続き水源涵養や水質の維持に資する取組を推進しながら、将来に渡って安全・安心な上水道の維持・提供に努めます。
- 高経年化している施設については、耐震化や老朽施設の補修・更新等、施設の計画的な改善に取り組めます。

② 下水道の適正管理

- 公共下水道(汚水)については、接続率100%を目指し、市民の理解・協力を得ながら、未整備箇所の整備を推進します。また、市街化調整区域の公共下水道(汚水)についても施設整備に取り組めます。
- 公共下水道(雨水)については、近年の降雨環境を考慮した雨水排除計画を策定し、関連部局と連携して整備を推進します。
- 下水道施設については、「座間市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な補修・更新に取り組み、施設の長寿命化に努めます。

(2) 効果的・効率的な公共施設の再編

① 公共施設の最適化

- 本市が保有する公共施設については、良質な資産として次世代へ継承していくため、「ざまシアセットマネジメント基本方針～座間市公共施設等総合管理計画～」及び「座間市公共施設再整備計画」に基づいて、更新・複合化・長寿命化等、各施設の状況に応じた対策や有効活用方を検討します。
- 環境に配慮し、誰もが利用しやすい公共施設を目指し、補修・更新に当たっては施設のユニバーサルデザイン化に配慮した整備に努めます。
- 将来的な公共施設の再編に伴い、公有地が確保できる場合は、施設需要や行財政運営の安定化等、様々な視点から検証を行いながら利活用方を検討します。

(3) まちの魅力を高める景観づくり

① 景観計画に基づく一体的な景観づくりの推進

- 本市は、相模川の河岸段丘や丘陵地の緑、歴史・文化を感じさせる集落等、多様な景観資源を有しています。引き続き「座間市景観計画」及び「座間市景観条例」に基づいた適切な規制・誘導を図りながら、本市が誇る美しい景観の保全・継承に努めます。
- 景観の保全・誘導に当たっては、市民や事業者等、多様な主体との連携・協力を図りながら、地域特性に応じた景観づくりを促進します。
- 本市の自然景観拠点の一つである「鈴鹿・長宿特定景観計画地区」については、引き続き地域住民との協働による環境づくりを推進し、旧来の集落の面影を残す歴史・文化的景観の保全・継承を図ります。
- 良好な景観を形成する資源として、適切な管理・保全が求められる建築物・工作物や樹木、道路や公園等の公共施設については、「座間市景観計画」に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」及び「景観重要公共施設」としての指定を検討します。

② 都市的景観の創出・育成

- 本市の玄関口となる鉄道駅周辺の商業地については、地権者や事業者等との連携・協力を図りながら、歩道の整備や緑化の推進、案内板や街路灯のデザイン統一等の歩いて楽しむことができる、にぎわいの演出に配慮した魅力的な景観創出に取り組みます。
- 住宅地については、地区計画に基づく敷地の細分化防止による、ゆとりある住宅地景観の保全を図るとともに、景観形成に対する住民意識の醸成を図りながら、敷地内緑化等の地域住民自らが主体となった住宅地景観の保全・育成に向けた取組を進めます。
- 工業地については、事業者の理解・協力を得ながら、敷地内の緑化や緩衝帯の設置等、隣接する住宅地との調和に配慮した都市的景観の創出を目指します。
- 都市の価値を更に高めていくために、地区計画等の指定によるまちづくりルールの導入、日常的な清掃・植栽等の美化活動の実施等、市民や事業者が主体となったエリアマネジメントの促進に向けた支援を行いながら、にぎわいや魅力の創出を目指します。

③ 自然的景観の保全・継承

- 本市の特徴でもある丘陵地や斜面地に残る緑地をはじめ、市街地に残る生産緑地等の自然資源については、引き続き適切な維持・管理に基づいた自然的景観の保全を図ります。
- 相模川については、その周辺に広がる良好な田園空間とともに大きな広がりを感じられる魅力的な景観を形成していることから、引き続き適切な維持・管理を図りながら、河川と農地が一体となった自然的景観の保全を図ります。
- 市街地を流れる鳩川や目久尻川については、身近に潤いを感じることができる貴重な空間として、散策・親水機能の向上に取り組みながら、周辺環境と一体となった良好な生活景観の形成を図ります。

- 座間谷戸山公園等の大規模施設や隣接都市との連続性を有する河川や緑地等、広域に波及する景観資源については、県や近隣市との連携を図りながら、広域的景観の保全に向けた取組を検討します。

(4) 人にも環境にもやさしい都市づくり

① 誰もが暮らしやすい都市環境づくり

- 多様な人々が利用する道路や歩道、公共施設等の都市施設については、誰もが安全・安心に利用することができるようにユニバーサルデザイン化を推進します。
- 誰もが移動しやすいまちを実現していくために、交通事業者との連携・協力を図りながら、交通拠点となる鉄道駅やバス停周辺のバリアフリー化、低床型ノンステップバスの導入等、公共交通の利用環境の充実・改善を目指します。
- 市営住宅については、「座間市市営住宅管理計画」に基づいて、将来的な需要や維持・管理費等を考慮しながら、住宅困窮者のセーフティネットとして適切な確保を図ります。また、民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅の確保等、誰もが安心して暮らすことができる居住環境の整備に努めます。

② 脱炭素型都市づくりの推進

- 本市は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「座間市ゼロカーボンシティ宣言」を掲げています。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制に向けて、公共交通や自転車の利用促進に資する市民意識の啓発や環境整備に積極的に取り組みます。
- 環境負荷の軽減を図るため、公共施設の再整備に当たっては、省エネルギー型設備や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、公用車についても電気自動車やハイブリッド車等への転換に努めます。また、民間施設に対しても環境配慮型施設の設置促進に向けた支援方策を検討します。
- 都市の緑化は温室効果ガスの吸収やヒートアイランド対策への効果が期待されることから、既存の農地や今ある緑の保全に取り組みます。
- これからの都市づくりに当たっては、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として位置付けられている「SDGs」の達成や、生物多様性の確保に十分に配慮しながら、本市が目指す将来都市像の実現に資する都市づくりの展開を目指します。
- 循環型社会の形成のため、家庭系・事業系それぞれの廃棄物の減量化とますます多様化する廃棄物の資源化の推進に対応できるよう、廃棄物中間処理施設の整備を検討します。

5 安全・安心の基本方針



(1) 防災・減災に向けた都市づくり

① 地震対策の推進

- 近い将来発生が予測されている大規模地震や関連する火災の発生に備えて、「座間市耐震改修促進計画」に即した建築物の耐震化率の向上を図るとともに、防火地域・準防火地域の指定等、建築物の不燃化及び延焼の防止に資する、地域の特性を踏まえた土地利用の規制・誘導方策の導入について検討します。
- 地震発生時の倒壊が懸念される危険ブロック塀等については、所有者による適切な管理を前提としつつ、撤去や生垣への改修促進に向けた支援を行います。
- 老朽化が進んでいる橋りょうについては、定期的な点検に基づく適切な維持・管理を図るとともに、状態に応じた補修・更新を計画的に実施しながら、長寿命化に取り組みます。

② 風水害・土砂災害対策の推進

- 一級河川となる相模川については、国や県、周辺自治体との連携を図りながら、流域治水対策を促進します。
- 鳩川や目久尻川等の河川やそれらに接続する水路が流れる本市の特性を踏まえ、公共下水道（雨水）や雨水流出抑制施設の計画的な整備を推進するとともに、保水・遊水機能を有する農地や緑地等の適切な管理・保全を図りながら、大雨等による浸水被害の軽減を目指します。
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている斜面地等の周辺地域については、関係機関との連携を図りながら、避難地区の危険情報等の速やかな発信を行うことで、より安全な避難誘導に努めます。

③ 防災・減災に向けた環境づくり

- 防災・減災に向けた都市環境の形成に当たっては、本市の防災・減災、復旧・復興に係る総合的な施策を位置付けている「座間市国土強靱化地域計画」及び「座間市地域防災計画」に基づいた施策展開を推進するとともに、事前に被災後の復興まちづくりの方針や復興に資するソフト的対策を事前に準備しておく復興事前準備についても検討を進めます。
- 建築物が密集している地域については、地域住民の理解・協力を得ながら、生活基盤の整備・改良に資する地区計画等のまちづくりルールの導入について検討しながら、防災空間の確保に努めます。
- 災害時の緊急輸送道路に指定されている路線については、引き続き関係機関との連携に基づいた適切な整備・改良を図りながら、災害時における物資輸送ルート等の機能確保に努めます。
- 地震や洪水、土砂災害等、本市で想定される災害リスクや避難場所等を、市民や来訪者があらかじめ把握し、災害時に自主的な避難行動ができるように、各種ハザード情報の積極的な周知や定期的な更新に取り組みます。

④ 連携・協力による安全・安心の確保

- 災害時には、「自助(自分の身は自分で守る)」、「共助(共に助け合う)」、「公助(行政が必要な支援を行う)」の考え方に基づいて、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に防災活動を実践することができるように、日頃から防災意識の醸成等に説教的に取り組みます。
- 市民や事業者による自主防災組織の設立や継続的な防災活動による、地域防災力の向上を促進するため、自主防災組織の育成・支援に積極的に取り組みます。
- 本市では、市内で事業を展開する多様な事業者と災害時の連携協定等を積極的に締結しています。事業者との連携・協力に基づいて、非常用物資やライフライン、避難場所の確保等を図りながら、災害時における安全・安心な環境づくりに努めます。

(2) 安全・安心に暮らせる都市づくり

① 交通安全対策の強化

- 誰もが安全・安心に道路空間を利用することができるように、歩行者・自転車・自動車が順守すべきそれぞれの交通ルールやマナーを啓発し、交通安全意識の醸成を図ります。
- 交通量の多い通学路については、子どもたちが安全・安心に通学することができるように、ゾーン30及びゾーン30プラスの指定、一方通行の導入等、周辺住民や関係機関との調整を図りながら安全性の確保に努めます。
- 道路照明灯やガードレール、カーブミラー等の道路附属施設や路面標示については、安全性や視認性の確保のため、既存施設の補修・更新による適切な管理を行い、必要に応じて新設も行います。

② 防犯対策の推進

- 犯罪抑止力の高い安全・安心な生活環境の形成に向けて、自治会等の多様な主体との連携・協力による防犯パトロールや子どもたちの見守り、地域からの要望に基づく防犯灯の設置等、日常的なコミュニティ活動による防犯まちづくりを促進します。

③ 空き家等の適正管理と活用促進

- 高齢化等を背景に、本市においても空き家・空き地の発生が顕在化していることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた実態把握を行いながら、空き家等の適正管理と利活用の促進に向けた支援方策について検討します。
- 管理の行き届かない空き家等の増加は、火災や犯罪等の温床となる危険性もあることから、所有者による適正管理を前提としつつ、多様な主体との連携・協力に基づく空き家等の適正管理方策について検討します。